

議 事 録

第 34 回 定 例 総 会

令和2年5月11日

太田市農業委員会第34回定例総会議事録

開会日時	令和2年5月11日(月) 午後2時		
閉会日時	令和2年5月11日(月) 午後2時45分		
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)		
出席委員 (18人)	1 藤澤 武則 6 藤生 博 11 岡田 貴男 15 石原 孝志 20 茂木 利子	2 丸山 忠 8 牛久保 榮治 12 塚越 寶 16 新井 章夫 22 中村 薫	3 木暮 昌弘 9 小林 良孝 13 山田 清作 17 清水 由紀江 19 藤本 富久
欠席委員 (4人)	5 遠坂 修一	7 吉田 清和	18 武内 満 21 片亀 昌子
出席職員 (10人)	鈴木局長 北村次長 高山次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理 青木主任 松井主事 大崎主事 谷藤係長、石川主事補		
会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について	(会長)
	議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見について	
報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について	
	報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について	
	報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について	
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第34回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、出席の委員18名、欠席の委員4名でございます。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、3番 木暮昌弘委員 と 4番 中村博正委員 の二人にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。

議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において訂正箇所が5か所ありますので、ご報告いたします。
まず1つ目ですが、議案書の目次になります。議案書を1枚おめくりになってください。議案第7号のところ、「第3項の規定による」で切れてしまっておりますが、その後、「規定による意見について」と訂正願います。

2か所目は、議案書8ページになります。議案第3号、農地法第4条、番号21番でございますが、本案件につきましては、現在、申請人と太田土木事務所にて是正に向けた協議が未了であるため、5月7日付で取下願の提出があり、これを受理しましたので報告いたします。

3か所目は、議案書11ページになります。議案第5号、番号5番になります。農地区分が「第一種」と記載されておりますが、「第二種」へ訂正願います。

続きまして、4か所目でございます。議案書15ページになります。議案第5号、番号30番になります。備考欄に議案第2号5番と記載されておりますが、第2号6番へ訂正願います。

5か所目は、議案書16ページになります。議案第5号、番号33番の土地の表示について、「新田上江田町」と記載されておりますが、「新田上田中町」へ訂正願います。以上でございます。

5 議事顛末

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は3件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番と2番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。高林南町の土地 382㎡ 外2筆 計489㎡について、一般住宅用地として許可を得たが、売買契約が解除となったため許可を取り消すものです。

3番 新田反町町の土地 971㎡ 外1筆 計2,954㎡について、ドライイン用地として許可を得たが建築できなくなったため許可を取り消すものです。以上、提案させていただきます。

ご審議のほどよろしく願います。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番、2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告

願います。

- 4番委員 第1地区協議会で調査した結果を報告いたします。
番号1番、2番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果は、平成30年11月9日許可済みであり、一体利用の土地で造成されておりますが、併せて議案第5号、3番、4番で許可申請が出されていますので、取消し相当と意見が決定いたしました。
1番、2番と再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番、2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番、2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番、2番を取消とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号3番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果は、農地のため取消し相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より、番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号3番を取消とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は8件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 田 4,016 m²、農地を譲り受け、農業に精進したい。

2番及び3番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。藤阿久町の土地 田 1,188 m² 外9筆 計4,845.44 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

4番 沖之郷町の土地 田 1,390 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

5番 新田大町の土地 畑 1,523 m²、隣地に牛舎の建築を予定しており、牧草地として利用するために取得したい。

6番 新田市町の土地 畑 991 m² 外1筆 計1,487 m²、区分地上権を設定し、営農型太陽光発電施設を設置したい。

7番 山之神町の土地 畑 2,701 m² 外1筆 計6,737 m²、共有物分割訴訟の判決により、農地を取得したい。

8番 大原町及び大久保町の土地 畑 2,393 m² 外8筆 計11,932 m²、父より農地を譲り受け、農業に精進したい。

1番から5番、7番から8番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、6番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1番委員

番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障はなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

1 2番委員

続きまして、2番と3番は関連がありますので、一緒にご報告させて

いただきます。

番号2番及び3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。なお、2番、3番につきましては関連がありますので、一緒に報告させていただきます。

譲受人は、現在、大型ハウスでパプリカの出荷を連日行っており、従業員を雇用して意欲的に農業に取り組んでおります。申請地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定をいたしました。

2番、3番、再度ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障もなく問題ないと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたしま

す。

議長 続いて、番号5番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

2番委員 番号5番について、第4地区協議会において許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周囲農地への障害もなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度のご審議をよろしく申し上げます。

1番委員 農地性の確認ですけれども、現地は牧草の作付けがあり農地に相違ありません。以上です。

議長 ただいま、第4地区協議会及び第5地区協議会より、番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号6番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における借借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。
なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

議長 続いて、番号7番、8番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 7番と8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づ

き調査した結果は、7番は、共有物分割訴訟の判決により農地を取得するものです。8番は、父から息子に譲渡するものです。双方とも周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号7番、8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番、8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号7、8番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は21件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数21件について、朗読し詳細に説明する。

1番から15番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。東今泉町の土地 1,067㎡ 外34筆 計34,548㎡、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。埋蔵文化財試掘調査のため一時転用するものです。

16番から19番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。東今泉町の土地 942㎡の内0.27㎡ 外3筆 計8,174㎡の内1.21㎡、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

20番 吉沢町の土地 421㎡ 外2筆 計664㎡、農地区分について

は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。太陽光発電所設置用地として転用するものです。

21番については5月7日付けで取り下げがありました。

22番 出塚町 690㎡の内0.29㎡、農地区分 第二種、営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番から20番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号1番から15番については埋蔵文化財試掘関係ですが、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため許可相当と意見決定しました。
次に、16番から20番については営農型太陽光関係で、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。以上、1から20まで、再度審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番から20番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から20番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号22番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 番号22番、サカキの生産を行う営農型太陽光発電設置の関係です。地

区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地調査をした結果、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号22番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号22番を許可とすることに決定いたしま
す。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申
請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大原町の土地 397㎡について、一般住宅用地として許可を得
ましたが、計画がなくなったため、権利を承継するものです。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第6地区協議会
の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 1番について報告いたします。当地区協議会で許可基準チェックリス
トに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もなく問題ないため、
承認相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は41件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数41件について、朗読し詳細に説明する。

1番 富沢町の土地 399㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 335㎡ 外1筆 計437㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 382㎡ 外1筆 計445㎡、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林南町の土地 44㎡、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 高林北町の土地 184㎡ 外1筆 計312㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 高林北町の土地 390㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 上田島町の土地 1,512㎡ 外1筆 計2,556㎡、農地区分は第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降

の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天資材置場用地として転用するものです。

8番 新道町の土地 2,952 m²の内 1,515.43 m²、農地区分 第二種、太陽光発電システム設置用地として転用するものです。

9番 台之郷町の土地 221 m²、農地区分につきましては、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には駅から 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 台之郷町の土地 339 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 上小林町の土地 462 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 上小林町の土地 82 m² 外 2筆 計 389.36 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 茂木町の土地 340 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 茂木町の土地 240 m² 外 1筆 計 361 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 安良岡町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 東長岡町の土地 508 m² 外 1筆 計 1,067 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

17番 東長岡町の土地 481 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18番 龍舞町の土地 321 m² 外 1筆 計 412 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 龍舞町の土地 343 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 龍舞町の土地 191 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

21番 菅塩町の土地 484 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 亀岡町の土地 271 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 世良田町の土地 864 m² 外 1筆 計 1,140 m²、農地区分につ

きましては、第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

24番 粕川町の土地 435 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25番 粕川町の土地 431 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

26番 小角田町の土地 928 m² 外3筆 計2,113 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

27番 新田村田町の土地 460 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

28番 新田村田町の土地 313 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

29番 新田市野井町の土地 367 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

30番 新田市町 991 m²の内0.34 m² 外1筆 計1,487 m²の内0.394 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

31番 新田市野倉町の土地 11,217 m²、農地区分 第二種、牛舎用地として転用するものです。

32番 新田上江田町 444 m² 外2筆 計4,359 m²、農地区分 農用地、農地改良のため一時転用するものです。

33番 新田上田中町の土地 498 m²、農地区分 第一種、露天駐車場用地として転用するものです。

34番 新田大根町の土地 920 m² 外2筆 計1,791 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

35番 新田大根町の土地 985 m² 外1筆 計1,702 m²、農地区分 第一種、診療所用地として転用するものです。

36番 山之神町の土地 500 m²、第二種、一般住宅用地として転用する

ものです。

37番 大原町の土地 495 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

38番 大原町の土地 397 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

39番 大原町の土地 3,039 m²、農地区分 第二種、物販店舗用地として転用するものです。

40番 六千石町の土地 3,007 m² 外1筆 計7,911 m²、農地区分 第一種、露天駐車場用地として転用するものです。

41番 大久保町の土地 323 m²、第二種、一般住宅用地とし転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から8番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 番号1番から8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番から6番を私から報告いたします。

番号1番は、宅地、駐車場に囲まれており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

番号2番は、東側は畑、ほか宅地に囲まれており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

番号3番、4番は一体利用であり、議案第1号の1、2番で許可取消願で取消し相当となったため、新たな申請があり、問題なく、許可相当と意見決定いたしました。

番号5番、6番は、最近、転用を許可された宅地に囲まれており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

1番から6番まで、再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

10番委員 番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

- 1 2 番委員 番号8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- 譲受人は譲渡人である父親の畑を借り受け、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るための申請であります。現地を確認したところ、周囲は、北側、西側はともに白、南側は畑、東側は父親の畑になっております。周囲をフェンス等によって整備することで周辺農地への支障はなきものと考え、許可相当と意見決定をいたしました。
- 再度ご審議をいただければ、ありがたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号1番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から8番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号9番から20番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8 番 委 員 番号9番から14番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 1 3 番委員 15番から17番を報告させていただきます。
- 現地調査をしたところ、周辺農地への影響もないので、許可相当と決定しました。
- 再度のご審議をよろしく願いします。
- 9 番 委 員 続きまして、18番から20番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
- 再度のご審議のほど、よろしく願いします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号9番から20番について報告があ

- りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 委員 議長 番号9番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号9番から20番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号21番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 番号21番について、第3地区協議会で、許可基準チェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より、番号21番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 委員 議長 番号21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号21番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号22番から26番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 22番委員 22番について報告いたします。当地区協議会においてチェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への障害もないため、許可相当と意見決定しました。
再度のご審議をよろしく願います。
- 14番委員 続いて、23番から26番まで、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障もないため、許可相当と協議会で意見決定いたしました。
第4地区、番号22番から26番について、再度ご審議のほどよろしく

お願いします。以上です。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号22番から26番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号22番から26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号22番から26番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号27番から35番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 番号27番から35番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障はないため、許可相当と意見決定しました。

また、番号30番に関連する営農型太陽光設置に伴う区分地上権設定の議案第2号、番号6番についても許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号27番から35番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号27番から35番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号27番から35番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号36番から41番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 番号36番から41番について、そのうちの36番を報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

- 17番委員 37番から41番について報告します。
 全て周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。
 36番から41番まで、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より、番号36番から41番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号36番から41番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号36番から41番を許可とすることに決定いたします。
 なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
 また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会でご報告することといたします。
- 議長 続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)が会長宛てに提出されましたので、決定を求めます。
 市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。
- 農業政策課 それでは、当方所管の議案につきまして、担当のほうから説明がありますので、よろしくご審議ください。
- 農業政策課 お手元の資料、農用地利用集積計画(案)に基づき提案させていただきます。
 まず初めに、別紙正誤表のとおり、利用権設定の取下げによる変更があったことをご確認をお願いいたします。
 では、改めて提案させていただきます。今回は通常の利用権設定が1,483筆、うち解除条件付利用権設定が114筆、また、利用権移転が3筆、所有権移転が30筆ございました。また、1,483筆のうち、農地中間管理機構であります群馬県農業公社が借手となっているものが156

筆あります。

次に、総括表について説明させていただきます。まず、1、面積をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の設定面積の状況が記載されております。右下の部分になりますが、今回、新規と再設定の合計で2,072,292.96㎡となっております。

続きまして、2、筆数及び人数をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の件数等の状況が記載されております。こちらでも右下の部分になりますが、1,483筆のうち、借方が201名、貸方が643名となっております。

資料1ページから92ページまでは利用権設定についての詳細であり、正誤表による訂正箇所を除き記載のとおりです。なお、93ページから102ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する借り手が農作業に常時従事すると認められない者の場合の解除条件付利用権設定であり、114筆、面積合計は138,677.20㎡となっております。

103ページの利用権移転につきましては3筆あり、面積合計は、表の下にありますとおり10,249.00㎡となっております。

104ページから106ページの所有権移転につきましては30筆あり、面積合計は38,583.00㎡となっております。なお、今回提案させていただきました計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと考えます。

最後になりましたが、公告日及び利用権設定日は、令和2年5月20日です。

以上が提案の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | ただいま、担当より提案がございましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、本件は、農用地利用集積計画(案)のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。 |
| 議 | 長 | 続きまして、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)が会長宛てに提出されたので、意見を求めます。 |

市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。

農業政策課

お手元の資料、農用地利用配分計画（案）に基づき提案させていただきます。

こちらは公益財団法人群馬県農業公社が一括で借り上げ、農地を借りたい方とマッチングを行ったものをまとめたものになります。この配分計画については、農業公社から依頼を受け、市で案の作成を行いますが、その際、農業委員会の意見を聞くものとされていることから、今回、農業委員の皆様にご意見をお伺いするものです。

皆様には、今回の配分計画に基づき、農業公社が担い手農家へ農地を貸付けた場合に、1、貸付け後において周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか、2、全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事される見込みがあるか、3、借受け希望者への農地貸付けは適当と認められるかについてお伺いいたします。

件数は160筆166,649.00㎡となっております。以上が提案の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長
委 員
議 長

ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

農用地利用配分計画（案）に対する意見について、1.「貸付け後において、周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか」については、「ない」とし、2.「全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか」については、「ある」とし、3.「借受け希望者への農地貸付けは適当と認められるか」については、「適当と認める」として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手 全員）

議 長

全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。

議 長

以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した4月分の許可証の取扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをしましたので、報告いたします。

- 議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いします。
- 事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、4件提出されております。
内訳につきましては、記載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、26件提出されております。
内訳につきましては、記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は6件となっております。
内容につきましては、記載のとおりです。
続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は7件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

- 議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 質問等もないようなので、以上で第34回定例総会を終了します。
長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和2年5月11日（月） 午後2時45分